

> 確認が終わりましたら、この画面（資料）を閉じてください。>
ファイル保存または印刷のうえ、大切に保管してください。

【告知の大切さ】健康状態告知確認書 ～正しく告知いただくためにご確認いただきたい事項～

1. 告知の重要性について

□ 損害保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。ご加入者間の保険料負担の公平性を保つため、ご加入者および保険の保障を受けられる方（以下、「被保険者」といいます。）には健康状態等について告知をしていただく義務（告知義務）があります。

2. 健康状態告知書にはありのままを告知（ご記入）ください

□ ご加入にあたっては、「健康状態告知書」の質問事項（過去の傷病歴、現在の健康状態等）について、事実をありのままに正確に告知してください。

□ 書面にてご回答いただいたことが告知となります。契約者、代理店または保険会社社員にお話しされただけでは告知いただいたことにはなりません。必ず被保険者ご本人（満 15 歳未満のときは親権者）が、健康状態告知書にご回答ください。

3. 正しく告知いただかなかった場合の取扱い

□ 「健康状態告知書」の質問事項について、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と異なることを告知された場合、保険会社は「告知義務違反」としてご加入の保険を解除させていただくことがあります。

□ 告知義務違反によりご加入の保険を解除した場合、保険金の支払事由が発生していても保険金のお支払いをすることができません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、保険金のお支払いができることがあります。

4. 傷病歴等を告知いただいた場合の取扱い

□ 保険会社では、保険料負担の公平性を保つため、被保険者の健康状態に応じた引受対応を行っております。この保険では、「健康状態告知書」の質問事項のご回答内容から、ご加入をお断りさせていただくこともあります。

5. 告知いただいた内容の保険会社による確認について

□ 保険会社社員または保険会社が委託した担当者が、ご加入後または保険金のご請求の際、ご加入内容、告知内容およびご請求内容等について確認させていただくことがあります。また、被保険者を診察した医師等に対して、病状等について確認させていただくことがあります。

6. 保険責任の開始期前の発病等の取扱い

□ ご加入いただいた保険の保障が開始される時期を保険責任の開始期といいます。正しく告知をいただいた場合でも、保険責任の開始期前に診断確定されたがんについては、保険金をお支払いできません。

(※) この書面による説明および「健康状態告知書」の質問事項にご不明な点がありましたら、どのようなことでも代理店または保険会社社員にご質問いただき、全てご理解いただけた時点でご加入いただきますようお願い申し上げます。

(※) ご加入者以外に被保険者となる方がいらっしゃる場合には、その方にもこの確認書に記載された内容をお伝えください。

(※) この健康状態告知確認書は、ご加入後に送付させていただく加入者証と一緒に大切に保管してください。

【健康状態告知書の補足事項】

〈全般的な事項〉

□ 「医師」とは、医師法に定める医師、歯科医師法に定める歯科医師をいいます。

□ 「治療」とは、医師による治療をいい、投薬・注射・手術（※）・放射線治療・心理療法・食事療法などをいいます。

□ 「投薬」には以下のケースは含みません。

● 医師に処方されていない市販のビタミン剤の服用など、病気の治療等ではなく健康増進のための行為

● 医師に処方されていない市販の薬（かぜ薬、胃腸薬等）の服用

□ 「完治」とは、医師から病気が完全に治っていると診断されている状態をいいます。病気が完全に治っていると診断されているかについては、医師にご確認ください。

□ 過去の治療歴についてすぐに思い出せない場合は、必要に応じ、時間を置いてご確認のうえご回答いただくようお願いいたします。

(※) 「手術」にはレーザー光線、ファイバースコープ、カテーテル、超音波、内視鏡による手術を含みます。また、日帰り手術も含みます。